

# 長崎高教組新聞

発行  
〒850-0013 長崎市中央2丁目2番5号  
長崎高教組会館 長崎県高等学校教職員組合  
☎ (095)-827-5882  
FAX (095)-826-2976  
編集責任者 平井秀治  
一部 10円

高教組メールアドレス  
naga-kks@fs  
inet.or.jp

県教委は7月23日の教育委員会で主幹教諭と指導教諭を設置する要綱の決定を強行しました。高教組は記者会見を行い、平井執行委員長名でここに至る経過や問題点を明らかにした見解を発表しました。その内容を掲載します。新しい職を職場に持ち込む必要性は全くありません。改めて職場から疑問や「導入反対」の声をあげていきましょう。  
(見出しは、新聞編集上付けたものです。)

## 直に生徒に接する教職員の増員が先 高教組 直ちに抗議の見解発表

長崎県教育委員会(県学校主幹教諭及び指導教諭)は、本日7月23日諭設置要綱を決定した。決定までの経過などを鑑みて、また、生徒の教育や保護者・県民の立場に立つ時、到底、納得できないことを明らかにするのと同時に、主幹教諭と指導教諭の導入に道を開く「要綱」の決定強行に厳しく抗議するものである。



▲抗議の見解を発表する高教組執行部役員(県庁記者室)

### 生徒や保護者の要求に真摯に応えよ

いま人事に関わって最も求められていることは、授業時間等で圧倒的に優遇される主幹教諭や指導教諭の導入ではなく、生徒や直に接し教育に当たる正規の教員を増やすことである。事実現在、県立学校に勤務する臨時採用の教職員(欠員

補充)の数は223人(うち教諭60人)に上ることが明らかになっている。09年度241人、08年度223人の配置から見て非正規教職員なくして現場の教育は成り立たないことを示している。

こうした非正規教職員一人ひとりには、もちろん、全力で教育にあたっているが、正担任になれなかつたり、なれても次年度以降の長期的な指導まで見通せないことや、非常勤講師の場合は、打ち合わせ時間、会議出席などの制約などがあり、学校全体で問題や課題を共有した上で対応していくのが難しくあるのである。

また、本県高校における図書館の仕事に関する図書司書の配置は、全国平均74.2%を大きく下回る8.3%(学校図書5/学校数60校、08年度文科省調べ)と落ち込み、全国的に最悪の状況を示すまでに至っている。

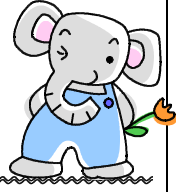
### ピラミッド型は学校になじまない

県教委は、自らが行った教職員の出退勤時刻調査で、昨年9月、11月の3ヶ月において、県立学校全日制普通課程に勤務する教職員6,170人(延べ人数)のうち1,135人(同)が時間外勤務月100時間を超えているとして、その縮減に努めることを行政の責務として約束してきた。

一方、学校が組織として問題解決にあたるためには、校長を中心として、すべての教職員が協力・共同することが不可欠である。現在、そうした体制を困難にしている根本的な原因は、長時間過密労働が恒常化する中で、会議や打ち合わせに十分時間をかけられなくなつていたり、職員会議の形骸化ともあいまって、教職員が心を合わせて組織的に対応することを難しくしているところにある。

さらに、用務員や調理員、介助員などの仕事に携わる現業職員の非常勤職員化も急ピッチで進行している。こうした実態は、言うまでもなく生徒の教育そのものにマイナスの影響を与えている。県教委が、この実態を目の前にして、生徒や保護者・県民の要求に真摯に応えようとするならば、絶対に新しい職の導入などに踏み切れるはずがないのである。

夏季休業の時間を利用して  
組合の話をして  
新しい仲間を迎えよう!



教職員相互の意思疎通を相談したりすると「私にケンカを売りに来たのか」と理不尽な言葉で、大声で怒鳴られる、校長が「この学校は私の学校、だから私の発言と違ふことは認めない」などの発言をして、職場から自由闊達な雰囲気が消えつつあることが明らかになっている。こうしたことから考へると、学校が組織として問題解決にあたる体制構築のためには、まず、学校の運営体制の基本を構成している校務分掌上の係・委員会および学年会等が民主的に機能していくこと、そして何より職員会議が真に教職員の協議の場となつていくことが重要である。

### 生徒や教職員を励ます施策を行うべき

全国的に学校現場では、「一番つらかったのは、職場で『苦しい』『悲しい』と素の気持ちを言えなかったこと」という定年前に退職した教師の言葉(朝日新聞7/22「いま、先生は」の項)に象徴されるように、職員室で本音で話せないような状況に陥っている。長崎県も例外ではない。高教組が行っている管理職評価の記述によると、校長に「意見を言ったり、

(裏面に続く)

### （二面から続く） 拙速で異様な経過 教育長言動とも矛盾

本日の「要綱」決定に至る経過も、あまりにも拙速で、異様なものである。本来、教職員の勤務の有り様や処遇に係る「新しい職」の設置は、関係する職員団体との協議が必要である。県教委もこれまでの高教組との交渉の中で、「いろんな意見があるので協議すべき問題です」と回答していた。ところが、県教委が「要綱案」を高教組に提示したのは、一昨日の7月21日のことである。このことについては、県

教委も昨22日、高教組と協議の場をもたなかった不手際を反省し、謝罪した。高教組は、不手際を認めるのであれば、高教組との協議をしようという意図で、次回以降の定例教育委員会決定すべきだとし、本日の教育委員会では、「新しい職」の設置は、関係する職員団体との協議が必要である。しかし県教委は、引き続き審議にすることを求めた。しかし県教委は、本日教育委員会での決定を固執し、それを強行しようとした。

このように短兵急に「要綱」の決定をしなかつた。ところが、県教委が「要綱案」を高教組に提示したのは、一昨日の7月21日のことである。このことについては、県

### 教育長「職員配置は実態を見てメリハリをつける」

#### 職場からの要求も「一層重要だ」

高教組の追及で、県教人事課は法以上に教頭の複数配置を行う一方で、養護と教諭の未配置が明白になつてきました。この問題で県教委は県全体として養護教諭は「プラス7」になっていると答弁し、未配置を合理化しました。これに対し高教組は次のように追及しました。

高教組 具体的な学校をあとで詳しく聞きたい。トータルと言うが、具体的な仕事は個別の学校でやっているのだから理が

高教組 具体的な学校をあとで詳しく聞きたい。トータルと言うが、具体的な仕事は個別の学校でやっているのだから理が

### 4・30教育長交渉(6)(終) 職員定数・2級格付け問題

高教組 県で判断してつける分は、まず法の基準を満たしてからの話だ。教職員定数 だから県単独でできればいいけれど、総枠があるから、そこはどこのからかもってこない

高教組 県で判断してつける分は、まず法の基準を満たしてからの話だ。教職員定数 だから県単独でできればいいけれど、総枠があるから、そこはどこのからかもってこない

### 問 短期の介護休暇がとれるようになったと聞きまし

たが、学校ではきちんとした説明がありません。どのような場合が対象になって、どんな手続きでとることができるのでしょうか。

答 介護をしなければならぬ対象は、要介護者として認められる範囲は、父母・子・配偶者の父母（ここまでは同居・別居を問わない）と、同居の祖父母・孫・兄弟姉妹等の付添い、介護サービス



\*職場からの問い合わせに答えていきます。参考してください\*

どのような場合にどれかですが、負傷・疾病により二週間以上（ここまでは同居・別居を問わない）と、同居の祖父母・孫・兄弟姉妹等の付添い、介護サービス

問 早速への出張でマイバスを利用して自家用車で帰る分の旅費しか出せないと聞きました。マイバスを通過して事故に遭った場合、認められた経路と違うということで、公務扱いの対象外になるのでしょうか。

答 公務扱いになりませんが、県が定めている「自家用車による公務旅行に「1趣旨」の(3)に「旅行命令に従った通常の経路」として認められます。

### といけない。

高教組 基準を下回る学校にもつけるという判断を県教委でしたのだから、それは県単独でつけるべきだ。ここは是非、県教委が言うプラス7という今の枠は維持するということをお願いする。

高教組 実態を見ながら、メリハリをつけてやるというのには必要だと思う。

### 県教委「欠員補充は極力減らす」

高教組 教職員の配置という点では、欠員補充や再任用の配置の問題もある。特に小規模校への配置は、主任や担任をしてもらえない人が少なくなくなり、他の職員の負担が大きくなる。

高教組 教職員の配置という点では、欠員補充や再任用の配置の問題もある。特に小規模校への配置は、主任や担任をしてもらえない人が少なくなくなり、他の職員の負担が大きくなる。

### 教育長 「2級格付けは全国ピリから何番目は認識している」

高教組 実教の2級格付けが全国最低水準だと言ったことについて、教育長は「一定の経過措置をとってスタートし、たところなので、しばらくは様子を見させていた」と答えた。

高教組 全国最低と言ったことには認識しているか。教育長 格付けをしていくところでは50歳というところまで分かっていない。格付けをやった